

報告第22号

専決処分の報告について（車両事故）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年9月5日提出

うるま市長 中村 正人

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成17年4月18日議会の議決により、指定された市長の専決処分事項について、別紙（示談書）のとおり専決処分する。

令和7年7月25日

うるま市長 中村 正人



# 示談書

事故発生日時	2025年 7月 9日 ( 水曜日) 11時 30分 頃		
事故発生場所	赤道小学校周辺 [REDACTED]		
事故発生状況	上記日時場所において、接触事故が発生した。 (甲の運転する車両のサイドミラーが、停車している乙の車両の荷台に接触した。)		
	当事者氏名	運転者氏名	登録番号
当事者甲	うるま市	[REDACTED]	[REDACTED]
当事者乙		駐車中	[REDACTED]
事項当事者	甲	乙	
事故の責任割合	100 %	0 %	
示談内容	上記事故にて生じた損害が軽微であることから、甲乙共に、本件について一切の相手への請求及び支払いを行わない。		

上記のとおり示談が成立しましたので、今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申立てをしないことを誓約します。

示談日 令和 7 年 7 月 25 日

当事者 甲 住所 うるま市みどり町一丁目1番1号  
氏名 うるま市長 中村 正人 印



運転者 住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]

当事者 乙 住所 [REDACTED]  
指名 [REDACTED]

運転者 住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]

印

社会教育部

公用車事故報告書

決裁欄	教育長	[Redacted]			[Redacted]			所属(社会教育部 [Redacted])		
		部長	課長	係長	部長	課長	係長	参事	課長	係長
[Redacted]										
車両登録番号		沖縄400 つ 20-37				車種等		マツダ タイタン		
発生日時		2025年 7月 9日（水曜日） 午前 11時 30分								
発生場所		赤道小学校周辺 [Redacted]								
同乗者		有（氏名 [Redacted] ） ・ 無								
<p>（事故の状況）</p> <p>当該敷地内において、運転者が公用車をバックで左折移動させている際に、左手後方に気を取られていたため、公用車右側のサイドミラーを停車中の相手車両であるユニック車の荷台右側後方隅部に接触させ、公用車右側サイドミラーを破損した。</p> <p>相手車両は、本市発注の工事に伴い当該敷地内に車両を駐車しており、接触時に相手車両に乗員は居なかった。相手車両の荷台には接触したものの損傷がなく、相手方も修繕不要を了承している。</p> <p>運転者は警察への連絡は不要と誤認し、当日の連絡を行わなかったため、後日（7月17日）警察に連絡し、事故処理を完了している。</p>										
<p>（事故状況略図）</p>										
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>2025年 7月 17日</p> <p style="text-align: right;">運転者 所属 社会教育部 [Redacted]</p> <p style="text-align: right;">氏名 [Redacted]</p>										

注 本様式には、附表を添付すること。  
備考 決裁欄は、教育委員会の場合、適宜変更すること。

報告第23号

放棄した債権の報告について（土地貸付収入金）

うるま市債権管理条例（平成25年うるま市条例第20号）第13条第1項の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年9月5日提出

うるま市長 中村 正人



報告第 2 4 号

免除した債権の報告について（生活保護費返還金）

うるま市債権管理条例（平成 2 5 年うるま市条例第 2 0 号）第 1 2 条の規定により、別紙のとおり債権を免除したので、同条例第 1 3 条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

うるま市長 中村 正人



報告第 25 号

放棄した債権の報告について（生活保護費返還金）

うるま市債権管理条例（平成 25 年うるま市条例第 20 号）第 13 条第 1 項の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

うるま市長 中村 正人



報告第26号

放棄した債権の報告について（児童扶養手当返還金）

うるま市債権管理条例（平成25年うるま市条例第20号）第13条第1項の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年9月5日提出

うるま市長 中村 正人

様式第13号（第12条関係）

債権放棄報告書

（担当部課名） こども未来部 こども家庭課

番号	債権名	放棄額計（円）	内訳	債権放棄年月日	放棄根拠	備考
			児童扶養手当（円）			
1	児童扶養手当 返還金	1,332,390	1,332,390	令和7年3月31日	うるま市債権管理条例 第13条第1項第4号	4件
合計金額		1,332,390	1,332,390			4件

報告第27号

放棄した債権の報告について（幼稚園保育料等）

うるま市債権管理条例（平成25年うるま市条例第20号）第13条第1項の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年9月5日提出

うるま市長 中村 正人



報告第28号

放棄した債権の報告について（不当利得返還金）

うるま市債権管理条例（平成25年うるま市条例第20号）第13条第1項の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年9月5日提出

うるま市長 中村 正人

## 債権放棄報告書

(担当部課名) 市民生活部 国民健康保険課

番号	債権名	放棄額合計(円)	内訳		債権放棄年月日	放棄根拠	備考
			療養費 返納金(円)	高額療養費 返納金(円)			
1	不当利得返還金	1,126,492	968,547	157,945	令和7年3月14日	うるま市債権管理条例第13条第1項第4号	16件
合計金額		1,126,492	968,547	157,945			